

特定給食施設 管理栄養士変更（配置）届の提出について

貴施設において管理栄養士が変更（配置）した時は、健康増進法第 21 条第 1 項、港区管理栄養士配置特定給食施設の指定要領第 3 条第 1 項の規定により変更（配置）届の提出が必要です。

提出する書類

- (1) 管理栄養士変更（配置）届 第 3 号様式（第 3 条関係）
管理者名は、施設側の管理者になります。
- (2) 管理栄養士免許証の写し(コピー)を添付してください。
- (3) 港区管理栄養士配置特定給食施設の証
新証書と差し替えますので、旧証書は返却してください。
※電子申請の場合、旧証書のデータを添付し、原本は破棄してください。

<受託給食会社の管理栄養士が変更した場合>

- (4) 給食会社は「給食会社管理栄養士変更(配置)届」(第 3 号様式の 2 (第 4 条関係))
に管理栄養士免許証(写)と旧証書を添付して施設側の管理者に提出してください。
- (5) 施設側管理者は、(1)に(4)を添付して保健所に提出してください。

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(4) 管理栄養士変更（配置）届関係
- (2) 保健所窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口に提出してください。
- (3) 電子申請の場合(港区公式ホームページ)
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(6) 電子申請

<問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当
〒108-8315 港区三田 1-4-10
TEL 03(6400)0057